

四半期報告書

(第87期第2四半期)

自 2023年7月1日

至 2023年9月30日

KNT-CTホールディングス株式会社

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	3
第2 事業の状況	
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	4
第3 提出会社の状況	
1 株式等の状況	5
2 役員の状況	14
第4 経理の状況	
1 四半期連結財務諸表	16
2 その他	24
第二部 提出会社の保証会社等の情報	25

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年11月10日

【四半期会計期間】 第87期第2四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）

【会社名】 KNT-CTホールディングス株式会社

【英訳名】 KNT-CT Holdings Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 米田 昭正

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

【電話番号】 03（5325）8522（代表）

【事務連絡者氏名】 経理部長 前田 慎一

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

【電話番号】 03（5325）8522（代表）

【事務連絡者氏名】 経理部長 前田 慎一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第86期 第2四半期 連結累計期間	第87期 第2四半期 連結累計期間	第86期
会計期間	自2022年 4月1日 至2022年 9月30日	自2023年 4月1日 至2023年 9月30日	自2022年 4月1日 至2023年 3月31日
売上高 (百万円)	106,731	124,516	252,152
経常利益 (百万円)	2,528	3,493	12,058
親会社株主に帰属する四半期（当期）純利益 (百万円)	2,564	2,757	11,790
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,701	3,380	11,610
純資産額 (百万円)	27,016	39,306	35,925
総資産額 (百万円)	137,300	146,892	138,671
1株当たり四半期（当期）純利益 (円)	93.88	100.94	431.55
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	19.7	26.7	25.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	22,084	22,856	14,993
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	59	△528	29
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△17	△44	△30
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高 (百万円)	78,123	93,404	70,900

回次	第86期 第2四半期 連結会計期間	第87期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自2022年 7月1日 至2022年 9月30日	自2023年 7月1日 至2023年 9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	50.79	25.24

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

当第2四半期連結会計期間において、株式会社コスマポリタン・クリエイティブ・ラボの株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間のわが国経済は、雇用・所得環境の改善が見られ、景気は緩やかに回復しつつあります。

旅行業界におきましては、ゴールデンウィーク後、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類感染症となつたことにより行動範囲が拡大し、旅行機運が高まり、国内旅行については回復傾向となりました。また、訪日旅行については日本入国時の水際措置の撤廃、円安基調が牽引し、堅調な回復を見せてています。しかしながら、海外旅行については、原油価格の高止まり、円安基調による旅行代金の高騰や旅行先の物価上昇、航空機の座席供給数不足等が影響し、回復に遅れを見せています。

このような情勢の下、4月1日、当社グループは、Web商品の企画・販売を一体的に強化するため、個人旅行のWeb販売専門会社、株式会社近畿日本ツーリストブループラネットを立ち上げました。また、団体旅行部門においては、近畿日本ツーリスト株式会社と株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネスの団体旅行部門を統合し、それぞれが持つノウハウとネットワークを融合させ、団体旅行事業の強化に努めています。

国内旅行におきましては、個人旅行では、夏の定番方面である北海道、沖縄等が人気を博し、クラブツーリズム株式会社の添乗員付きツアーでは、全国各地で行われる夏祭りや花火大会がコロナ禍を経て4年ぶりに通常開催となったこともあり、「青森ねぶた祭」や「長岡まつり大花火大会」等の販売に注力しました。団体旅行では、企業系コンベンションや報奨旅行の取扱いに注力しました。

海外旅行におきましては、個人旅行では、クラブツーリズム株式会社の添乗員付きツアーのヨーロッパ方面や、ビジネスクラスを利用した商品、ひとり旅の販売に注力しました。団体旅行では、スポーツ競技団体の遠征や企業の視察旅行、学生の語学研修旅行の需要獲得を図りました。

訪日旅行におきましては、バケーションシーズンの個人旅行者向けオンライン宿泊販売が好評を博しました。団体旅行では、世界水泳福岡大会事前合宿等の取扱いに加え、大型国際会議やワークショップの取扱いに注力しました。

その他、新規事業の一環として、昨年から取り組んでいる「学校業務アウトソーシングサービス」では、コンテンツの充実を図り、PTA業務・部活動運営・授業支援等への問合せや依頼も増加しており、さらに日本の食材と日本米の魅力を海外へ向け発信し地域創生を目指す「コメイノベーション事業」（アメリカサンゼルスでのおにぎり店）を開始しております。また、旅行、観光から派生する地域共創事業の一環として、「アドベンチャートラベル」（サイクリングや登山を取り入れた地域の自然、食、歴史を思う存分体験できるツアー）や、「ペットフレンドリー・トラベルサービス事業 RISPETTO（里斯佩特）」（ペット同伴旅行を通じて、ペットも人も訪れるやすい町づくりを支援）の取り組みも開始しております。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間における連結業績は、連結売上高は1,245億16百万円（前年同期比16.7%増）、連結営業利益は33億6百万円（前年同期比63.2%増）となり、連結経常利益は34億93百万円（前年同期比38.2%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は27億57百万円（前年同期比7.5%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ、主に現金及び預金および受取手形、営業未収金及び契約資産が減少したものの、預け金および旅行前払金の増加により82億21百万円（5.9%）増加し、1,468億92百万円となりました。負債合計は、前連結会計年度末に比べ、主に旅行前受金が増加したことにより48億40百万円（4.7%）増加し1,075億86百万円となりました。また、純資産は、主に親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により、前連結会計年度末に比べ33億80百万円増加し、393億6百万円となりました。

この結果、自己資本比率は26.7%（前連結会計年度末 25.9%）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は前連結会計年度末に比較して225億4百万円増加し934億4百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における営業活動による資金は228億56百万円の増加（前年同期は220億84百万円の増加）となりました。これは主に旅行前払金の増加による影響で58億74百万円減少したものの、売上債権及び契約資産の減少による影響で203億83百万円、旅行前受金の増加による影響で60億23百万円それぞれ増加したためであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における投資活動による資金は5億28百万円の減少（前年同期は59百万円の増加）となりました。これは主に定期預金の払戻による収入で2億64百万円、差入保証金の回収による収入で1億75百万円それぞれ増加したものの、固定資産の取得による支出で5億21百万円、定期預金の預入による支出で2億47百万円、差入保証金の差入による支出で2億41百万円それぞれ減少したためであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における財務活動による資金は44百万円の減少（前年同期は17百万円の減少）となりました。これは主にリース債務の返済による支出で43百万円減少したためであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について、重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

2023年4月12日付で公表いたしました連結子会社である近畿日本ツーリスト株式会社の過大請求事案に関して、一部の自治体等から指名停止の処分を受けております。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	38,000,000
A種種類株式	150
B種種類株式	250
計	38,000,400

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2023年11月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,331,013	27,331,013	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
A種種類株式	150	150	非上場	単元株式数 1株 (注)
B種種類株式	250	250	非上場	単元株式数 1株 (注)
計	27,331,413	27,331,413	—	—

(注) 株式の内容

① A種種類株式の内容は、以下のとおりです。

1. 剰余金の配当

(1) A種優先配当金

当社は、2022年3月末日に終了する事業年度から2032年3月末日に終了する事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて、以下「A種種類株主等」という。）に対し、下記8.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) A種優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、100,000,000円（以下「払込金額相当額」という。）に、年率1.85%（以下「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金額について、配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該配当基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剩余金の配当（下記(4)に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金およびA種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）の額を超えて剩余金の配当を行わない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剩余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剩余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、上記(2)ただし書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積（本(4)に従い累積する金額を「A種累積未払配当金相当額」という。）する。当社は、A種累積未払配当金相当額についての剩余金の配当を、下記8.(1)に定める支払順位に従い、法令の定める範囲内において、翌事業年度以降に行われる剩余金の配当と併せて、A種種類株主等に対して行う。かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記8.(2)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額および下記(3)に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A種残余財産分配額」という。）の金額を支払う。

ただし、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剩余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剩余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額（以下「A種日割未払優先配当金額」という。）は、払込金額相当額にA種優先配当年率を乗じて算出した額の金額について、分配日の属する事業年度の初日（ただし、当該分配日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。）から、当該分配日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、閏日を含む事業年度については366日。）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。

ただし、当該分配日の属する事業年度中の、当該分配日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剩余金の配当（A種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該分配日に係るA種日割未払優先配当金額の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

3. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A種種類株主は、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。）を限度として、A種種類株主が指定する日（当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下「償還請求日」という。）として、当社に対して書面による通知（以下「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下「償還請求」という。）ができるものとし、当社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(i) 払込金額相当額ならびに(ii) A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(1)においては、償還請求日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。また、償還請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、償還請求日においてA種種類株主から償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各A種種類株主により償還請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当社はA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかつたA種種類株式については、償還請求がなされなかつたものとみなす。

(2) 債還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(3) 債還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(2)に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

5. 金銭を対価とする取得条項

当社は、払込期日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部または一部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得すると引換えに、(i) 当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii) 金銭対価償還日における①払込金額相当額、ならびに②A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本5.においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

6. 謙渡制限

A種種類株式を謙渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、A種種類株式について株式の分割または併合を行わない。
- (2) 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、A種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

8. 優先順位

- (1) A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金（下記②1. (1)に定義される。）、B種累積未払配当金相当額（下記②1. (4)に定義される。）および普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剩余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額が第1順位（A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額の間では同順位とする。）、A種優先配当金およびB種優先配当金が第2順位（A種優先配当金およびB種優先配当金の間では同順位とする。）、普通株主等に対する剩余金の配当が第3順位とする。
- (2) A種種類株式、B種種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式およびB種種類株式が第1順位（A種種類株式およびB種種類株式の間では同順位とする。）、普通株式が第2順位とする。
- (3) 当社が剩余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剩余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剩余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剩余金の配当または残余財産の分配を行う。

② B種種類株式の内容は、以下のとおりです。

1. 剰余金の配当

(1) B種優先配当金

当社は、2022年3月末日に終了する事業年度から2027年3月末日に終了する事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）またはB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて、以下「B種種類株主等」という。）に対し、下記8. (1)に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりB種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下「B種優先配当金」という。）を行う。なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) B種優先配当金の金額

B種優先配当金の額は、100,000,000円（以下「払込金額相当額」という。）に、年率1.85%（以下「B種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該配当基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。

ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対して剰余金の配当（下記(4)に定めるB種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、B種種類株主等に対しては、B種優先配当金およびB種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本(4)に従い累積したB種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、上記(2)ただし書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積（本(4)に従い累積する金額を「B種累積未払配当金相当額」という。）する。当社は、B種累積未払配当金相当額についての剰余金の配当を、下記8. (1)に定める支払順位に従い、法令の定める範囲内において、翌事業年度以降に行われる剰余金の配当と併せて、B種種類株主等に対して行う。かかる配当が行われるB種累積未払配当金相当額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、下記8.(2)に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額および下記(3)に定めるB種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「B種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。

ただし、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剩余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剩余金の配当は行われないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額（以下「B種日割未払優先配当金額」という。）は、払込金額相当額にB種優先配当年率を乗じて算出した額の金銭について、分配日の属する事業年度の初日（ただし、当該分配日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。）から、当該分配日または払込期日の5年後の応当日のいずれか遅い方の日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、閏日を含む事業年度については366日。）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。

ただし、当該分配日の属する事業年度中の、当該分配日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対して剩余金の配当（B種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該分配日に係るB種日割未払優先配当金額の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

3. 議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

B種種類株主は、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。）を限度として、B種種類株主が指定する日（当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下「償還請求日」という。）として、当社に対して書面による通知（以下「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下「償還請求」という。）ができるものとし、当社は、当該償還請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るB種種類株式の数に、(i)払込金額相当額ならびに(ii)B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、B種種類株主は、(a)払込期日の5年後の応当日においてB種種類株式を所有している場合、又は、(b)引受契約書に定める2023年3月期以降の当社グループの財務状況などに一定の事由が生じた場合にのみ、当社に対して償還請求を行うことができる。

本(1)においては、償還請求日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剩余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剩余金の配当は行われないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算し、また、B種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、B種日割未払優先配当金額を計算する。また、償還請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、償還請求日においてB種種類株主から償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各B種種類株主により償還請求がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当社はB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種種類株式については、償還請求がなされなかつたものとみなす。

(2) 償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(3) 償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(2)に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

5. 金銭を対価とする取得条項

当社は、払込期日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部または一部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得すると引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、(ii)金銭対価償還日における①払込金額相当額、ならびに②B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本5.においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算し、また、B種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、B種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

B種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

6. 譲渡制限

B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。ただし、譲受人がA種種類株主である場合、B種種類株式に係る担保権の実行に伴う譲渡、および、B種種類株主の債権者に対する代物弁済に伴う譲渡については、当社が承認したものとみなす。

7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、B種種類株式について株式の分割または併合を行わない。
- (2) 当社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、B種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

8. 優先順位

- (1) A種優先配当金（上記①1.(1)に定義される。）、A種累積未払配当金相当額（上記①1.(4)に定義される。）、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額および普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額が第1順位（A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額の間では同順位とする。）、A種優先配当金およびB種優先配当金が第2順位（A種優先配当金およびB種優先配当金の間では同順位とする。）、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
 - (2) A種種類株式、B種種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式およびB種種類株式が第1順位（A種種類株式およびB種種類株式の間では同順位とする。）、普通株式が第2順位とする。
 - (3) 当社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。
- (3) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無
会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年7月1日～ 2023年9月30日	—	27,331,413	—	100	—	7,957

(5) 【大株主の状況】

2023年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
近鉄グループホールディングス 株式会社	大阪府大阪市天王寺区上本町 六丁目1番55号	14,633	53.56
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (近畿日本鉄道株式会社 退職給付信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,900	6.95
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,144	4.19
近鉄バス株式会社	大阪府東大阪市長栄寺19番17号	479	1.76
株式会社日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町一丁目9番6号	390	1.43
株式会社箱根高原ホテル	神奈川県足柄下郡箱根町元箱根164	380	1.39
株式会社近鉄エクスプレス	東京都港区港南二丁目15番1号	265	0.97
株式会社近鉄百貨店	大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋 一丁目1番43号	263	0.96
株式会社奥日光高原ホテル	栃木県日光市湯元国有林1065ト林小班	143	0.52
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三井UFJ 銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1 号)	118	0.43
計	—	19,717	72.17

(注) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(近畿日本鉄道株式会社退職給付信託口)および日本マスタートラスト
信託銀行株式会社(信託口)は、信託業務に係る株式数です。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2023年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合 (%)
近鉄グループホールディングス 株式会社	大阪府大阪市天王寺区上本町 六丁目 1 番55号	146, 328	53. 74
日本マスター トラスト信託銀行 株式会社 (近畿日本鉄道株式会社 退職給付信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番 3 号	19, 000	6. 98
日本マスター トラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番 3 号	11, 443	4. 20
近鉄バス株式会社	大阪府東大阪市長栄寺19番17号	4, 795	1. 76
株式会社日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町一丁目 9 番 6 号	3, 902	1. 43
株式会社箱根高原ホテル	神奈川県足柄下郡箱根町元箱根164	3, 803	1. 40
株式会社近鉄エクスプレス	東京都港区港南二丁目15番 1 号	2, 657	0. 98
株式会社近鉄百貨店	大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋 一丁目 1 番43号	2, 632	0. 97
株式会社奥日光高原ホテル	栃木県日光市湯元国有林1065 ト林小班	1, 430	0. 53
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号)	1, 185	0. 44
計	—	197, 175	72. 41

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種種類株式 150	—	「1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」に記載の とおりであります。
	B種種類株式 250		
	計 400		
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,700	—	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,230,000	272,300	同上
単元未満株式	普通株式 91,313	—	同上
発行済株式総数	27,331,413	—	—
総株主の議決権	—	272,300	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式200株(議決権2個)が含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄には当社所有の自己株式75株が含まれております。

②【自己株式等】

2023年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) K N T - C T ホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿 二丁目6番1号	9,700	—	9,700	0.04
計	—	9,700	—	9,700	0.04

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）および第2四半期連結累計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任あづさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,651	14,157
預け金	53,604	79,613
受取手形、営業未収金及び契約資産	43,025	22,699
商品	4	6
旅行前払金	8,422	14,337
その他	4,318	2,807
貸倒引当金	△172	△67
流動資産合計	126,854	133,553
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	344	475
土地	104	104
その他（純額）	434	518
有形固定資産合計	882	1,098
無形固定資産		
その他	809	986
無形固定資産合計	809	986
投資その他の資産		
投資有価証券	4,013	4,922
退職給付に係る資産	1,737	1,805
繰延税金資産	974	1,004
その他	3,841	3,958
貸倒引当金	△442	△437
投資その他の資産合計	10,124	11,253
固定資産合計	11,816	13,338
資産合計	138,671	146,892

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2023年9月30日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	23,658	25,466
未払金	3,241	2,602
未払法人税等	264	107
預り金	11,244	13,884
旅行券等	17,916	16,912
旅行前受金	35,447	41,554
賞与引当金	2,830	1,806
特別調査費用等引当金	900	—
その他	4,495	2,027
流動負債合計	99,998	104,361
固定負債		
繰延税金負債	766	1,135
退職給付に係る負債	—	218
その他	1,980	1,871
固定負債合計	2,746	3,224
負債合計	102,745	107,586
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金	55,123	55,123
利益剰余金	△20,910	△18,152
自己株式	△15	△15
株主資本合計	34,297	37,055
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,043	1,633
為替換算調整勘定	502	597
退職給付に係る調整累計額	33	△28
その他の包括利益累計額合計	1,580	2,203
非支配株主持分	47	48
純資産合計	35,925	39,306
負債純資産合計	138,671	146,892

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
売上高	106,731	124,516
売上原価	84,942	99,330
売上総利益	21,789	25,186
販売費及び一般管理費	※1 19,763	※1 21,880
営業利益	2,025	3,306
営業外収益		
受取利息	84	116
受取配当金	31	38
為替差益	143	—
営業債務整理益	—	74
助成金収入	263	2
その他	18	38
営業外収益合計	541	270
営業外費用		
支払利息	33	28
為替差損	—	53
その他	5	2
営業外費用合計	38	84
経常利益	2,528	3,493
特別利益		
関係会社清算益	19	9
特別利益合計	19	9
特別損失		
特別調査費用等	—	※2 551
人事制度変更による一時費用	—	※3 53
損害賠償金等	—	29
固定資産除却損	0	2
特別損失合計	0	637
税金等調整前四半期純利益	2,547	2,865
法人税、住民税及び事業税	226	42
法人税等調整額	△236	65
法人税等合計	△10	108
四半期純利益	2,557	2,757
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△7	△0
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,564	2,757

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
四半期純利益	2,557	2,757
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△49	589
為替換算調整勘定	114	96
退職給付に係る調整額	78	△61
持分法適用会社に対する持分相当額	0	—
その他の包括利益合計	143	623
四半期包括利益	2,701	3,380
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,707	3,380
非支配株主に係る四半期包括利益	△6	0

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2,547	2,865
減価償却費	86	155
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△54	△109
賞与引当金の増減額（△は減少）	△76	△1,029
特別調査費用等	—	551
特別調査費用等引当金の増減額（△は減少）	—	△900
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	△225	△68
関係会社清算損益（△は益）	△19	△9
受取利息及び受取配当金	△115	△155
支払利息	33	28
助成金収入	△263	△2
為替差損益（△は益）	△151	△83
営業債務整理益	—	△74
売上債権及び契約資産の増減額（△は増加）	△5,445	20,383
仕入債務の増減額（△は減少）	87	1,743
未払金の増減額（△は減少）	△369	△643
預り金の増減額（△は減少）	497	2,626
旅行前受金の増減額（△は減少）	33,901	6,023
旅行前払金の増減額（△は増加）	△5,437	△5,874
未払消費税等の増減額（△は減少）	△1,152	△2,131
その他の流動資産の増減額（△は増加）	△1,994	1,042
その他	337	△679
小計	22,185	23,656
利息及び配当金の受取額	115	156
利息の支払額	△33	△28
助成金の受取額	559	2
特別調査費用等の支払額	—	△1,447
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△743	515
営業活動によるキャッシュ・フロー	22,084	22,856
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△171	△247
定期預金の払戻による収入	256	264
固定資産の取得による支出	△436	△521
供託金の支払による支出	△59	△45
供託金の返還による収入	134	49
差入保証金の差入による支出	△87	△241
差入保証金の回収による収入	411	175
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	—	49
その他	11	△10
投資活動によるキャッシュ・フロー	59	△528
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△0	△0
その他	△17	△43
財務活動によるキャッシュ・フロー	△17	△44
現金及び現金同等物に係る換算差額	217	220
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	22,343	22,504
現金及び現金同等物の期首残高	55,780	70,900
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 78,123	※1 93,404

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

当第2四半期連結会計期間から、株式会社コスマポリタン・クリエイティブ・ラボの株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

(追加情報)

(当社の連結子会社の受託業務における過大請求事案の発生について)

当社の連結子会社である近畿日本ツーリスト株式会社において、新型コロナウイルスワクチン接種に係る自治体からの受託業務等に関連して過大請求を行っていたことが2023年4月に発覚いたしました。当該過大請求事案の事実関係を調査するために同社が過去3年間に受託した業務に対して、弁護士と外部アドバイザーの助言を得て緊急社内点検を実施するとともに、中立・公正な独立社外取締役及び外部専門家からなる調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

2023年8月8日に調査委員会から調査報告書を受領し、再発防止策を2023年9月20日に公表の「再発防止策の策定および進捗状況に関するお知らせ（開示事項の経過）」のとおり策定しております。なお、再発防止策の取り組みについては、2023年11月9日に公表しました「再発防止策の進捗状況に関するお知らせ（開示事項の経過）」をご参照ください。

当社グループは、株主・投資家の皆様をはじめ、お取引先およびご関係の皆様を含む社会全体からの信頼回復に向けて、再発防止策の着実な履行に一層注力してまいります。

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

当社は連結子会社である近畿日本ツーリスト株式会社の新型コロナ関連受託業務における過大請求事案について調査委員会を設置するとともに、社内点検結果により算定された過大請求額を基に2023年3月期の売上高を減額修正し、営業債務の計上を行っております。今後の進捗次第では、本事案に係る各自治体等からの損害賠償請求による違約金等が新たに発生し、当社グループの連結業績に影響を及ぼす可能性がありますが、現時点ではその影響額を合理的に見積ることが困難であります。

(四半期連結損益計算書関係)

※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
人件費	11,418百万円	11,541百万円
賞与引当金繰入額	899	1,551
退職給付費用	409	371
貸倒引当金繰入額	△34	△109

※2. 特別調査費用等

前第2四半期連結累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

連結子会社である近畿日本ツーリスト株式会社の過大請求事案に関する調査費用等を計上しております。

※3. 人事制度変更による一時費用

前第2四半期連結累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

連結子会社の人事制度改革に伴う雇用区分変更等に対する移行時調整金であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
現金及び預金勘定	24,288百万円	14,157百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△372	△366
預け金	54,207	79,613
現金及び現金同等物	78,123	93,404

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

株主資本の金額の著しい変動

当社は、2022年6月14日開催の第85回定時株主総会の決議により、2022年7月31日付で、資本金7,941百万円を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えております。この結果、資本金は100百万円となっております。

なお、これによる株主資本の合計金額への影響はありません。

当第2四半期連結累計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは「旅行業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

(1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社コスマポリタン・クリエイティブ・ラボ

事業の内容 広告・カタログ・書籍の企画、制作、印刷、配達および出版、販売

- ② 企業結合を行った主な理由

当社グループは旅行を中心とした商品販売における旅のカタログ等の紙媒体の品質向上とデジタル化を推進し、紙とデジタルの融合によるシナジー効果を高めることを目指しています。

株式会社コスマポリタン・クリエイティブ・ラボの媒体の企画・制作・編集ノウハウを当社グループに迎え入れることにより、紙媒体の品質の安定的な保持、向上を図り、また、Webサイトや動画等制作物全般においてもノウハウを駆使し強化することでさらなる成長につなげるためであります。

- ③ 企業結合日

2023年7月1日

- ④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

- ⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

- ⑥ 取得した議決権比率

100%

- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得したためであります。

(2) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2023年7月1日から2023年9月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	120百万円
取得原価		120

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	
	旅行業	
	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
旅行事業	65,931	107,583
旅行関連事業	40,754	16,852
顧客との契約から生じる収益	106,685	124,436
その他の収益	46	80
外部顧客への売上高	106,731	124,516

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり四半期純利益	93円88銭	100円94銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益（百万円）	2,564	2,757
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
（うち優先配当額）（百万円）	(—)	(—)
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	2,564	2,757
普通株式の期中平均株式数（株）	27,321,969	27,321,381

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年11月10日

KNT-C T ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務 執行 社員 公認会計士 小林 雅彦

指定有限責任社員
業務 執行 社員 公認会計士 和田 安弘

指定有限責任社員
業務 執行 社員 公認会計士 清水 俊直

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているKNT-C T ホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、KNT-C T ホールディングス株式会社及び連結子会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。